



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会社名 日本特殊陶業株式会社
代表者 取締役社長 尾 堂 真 一
(コード番号 5334 東証・名証第1部)
問合せ先 総務部長 加 藤 正 史
TEL (052) 872-5915

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 113 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるとともに、適切な人材の招聘を容易とするために、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 28 条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するとともに、定款第 29 条以下を 1 条ずつ繰り下げるために所要の変更を行うものであります。

また、定款第 28 条の新設に伴い、内容の整合性をはかるため、現行定款第 35 条（社外監査役の責任免除）の修正を行うものであります。

なお、第 28 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日 : 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 : 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

以上

<別 紙>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>